第二十二条第一項第四号中「第三十二条の三第四項」を「第三十二条の十第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十二条の二第五項」を「第三十二条の九第五項」に改め、「）に対して」の下に「一又は二以上の」を加え、「貸付債権」を「貸付債権等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定支援対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り（以下「特定債権買取り」という。）

第二十二条第二項中「前項第十一号」を「前項第十三号」に改め、同条第三項中「（再生支援対象事業者」の下に「、特定支援対象事業者」を「ものを除く。）」の下に「、対象特定組合」を加える。

第二十三条第二項中「貸付債権」を「貸付債権等」に改め、同条第三項中「第三十二条の三第一項」を「第三十二条の十第一項」に改め、「債権買取り等」の下に「、特定債権買取り」を加える。

第二十四条第一項中「同項第七号から第十一号まで」を「同項第九号から第十三号まで」に改め、「いう。）」の下に「並びに同項第三号に掲げる業務（当該業務に関連する同項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる業務を含む。）の実施による地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な債務の整理の支援（以下「特定支援」という。）」を加え、「及び次に」を「並びに次に」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　特定組合出資

第二十四条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定債権買取り

第二十四条第二項中「同項第三号から第五号まで」を「同項第四号から第七号まで」に改め、「再生支援」の下に「、特定支援及び特定信託引受け」を加える。

第二十五条第四項中「額（以下」を「額（第二十八条第二項、第三十条第一項、第三十一条第一項及び第三十二条第一項第三号において」に、「同項に」を「次条第一項に」に改める。

第二十六条第一項中「もの（以下」の下に「この項及び次項、次条、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第二項、第三十二条第一項第三号及び第二項並びに第三十五条第一項第二号において」を加え、「期間（以下」を「期間（次条、第二十八条第一項、第三十条並びに第三十二条第一項第一号、第三号及び第四号において」に、「回答（以下」を「回答（第二十八条第一項から第三項まで、第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項第一号及び第三号並びに第二項において」に改め、同項第二号中「貸付債権」を「貸付債権等」に改める。

第二十七条第一項中「行使（以下」の下に「この項、次条第三項及び第三十二条第一項第三号において」を加え、「要請（以下」を「要請（次項、次条第三項及び第三十二条第一項第三号において」に改める。

第二十八条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「以下」の下に「この条及び第三十一条第一項において」を加える。

第三十二条第一項第一号中「第三十条第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十二条の五第四項中「投資事業有限責任組合」を「特定組合」に改め、同条を第三十二条の十三とする。

第三十二条の四第一項中「対し、」の下に「当該者又は当該者の支援の対象となる事業者であって主務省令で定めるものに対する」を加え、同条を第三十二条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定組合出資決定等）

第三十二条の十一　特定組合の無限責任組合員（無限責任組合員となろうとする者又は無限責任組合員となる法人を設立しようとする者を含む。第三項及び第三十八条第一項第九号において同じ。）は、機構に対し、特定組合出資の申込みをすることができる。

2　前項の申込みは、理由書その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

3　機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、特定組合出資をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした特定組合の無限責任組合員に通知しなければならない。

4　機構は、特定組合出資をする旨の決定（次項及び第三十三条第二項第二号において「特定組合出資決定」という。）を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

5　特定組合出資決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。

第三十二条の二第一項中「第二十五条第一項各号」を「第二十五条第一項第一号の政令で定める事業者及び同項第二号から第四号まで」に、「及び」を「並びに」に、「当該事業者の債権者である全ての」を「当該金融機関等及び貸付債権等を信託しようとする当該事業者の債権者である」に改め、同条を第三十二条の九とし、第三十二条の次に次の七条を加える。

（特定支援決定）

第三十二条の二　過大な債務を負っている事業者（第二十五条第一項第一号の政令で定める事業者及び同項第二号から第四号までに掲げる法人並びに再生支援対象事業者を除く。）の代表者その他これに準ずる者として主務省令で定めるもの（当該事業者の債務の保証をしている者に限る。以下「代表者等」という。）であって、当該保証に係る債権を有する金融機関等と協力して新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な当該事業者及びその代表者等の債務（代表者等の債務にあっては、当該事業者の債務の保証に係るものに限る。次項において同じ。）の整理を行おうとするものは、機構に対し、当該事業者及び当該金融機関等と連名で、特定支援の申込みをすることができる。

2　前項の申込みは、当該申込みをする事業者及びその代表者等の債務の弁済に関する計画（以下「弁済計画」という。）を添付して行わなければならない。

3　機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、特定支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした代表者等、事業者及び金融機関等に通知しなければならない。この場合において、機構は、特定支援をする旨の決定（以下「特定支援決定」という。）を行ったときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、特定支援対象事業者及びその代表者等の債務（代表者等の債務にあっては、当該特定支援対象事業者の債務の保証に係るものに限る。同項、第三十二条の四第一項、第六十五条及び第六十六条において同じ。）の整理のために当該関係金融機関等が次条第一項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額（第三十二条の五第二項、第三十二条の七第一項及び第三十二条の八第一項第三号において「必要債権額」という。）及び次条第一項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第三十二条の四第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

4　機構は、特定支援をするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者における弁済計画についての労働者との協議の状況その他の状況に配慮しなければならない。

5　機構は、特定支援をするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

6　機構は、特定支援決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

7　特定支援決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及びその代表者等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

（買取申込み等の求め）

第三十二条の三　機構は、特定支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となった事業者（以下「特定支援対象事業者」という。）の債権者である金融機関等のうち弁済計画に基づく特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理のために協力を求める必要があると認められるもの（以下この項及び次項、次条、第三十二条の五第一項及び第三項、第三十二条の七第二項並びに第三十二条の八